

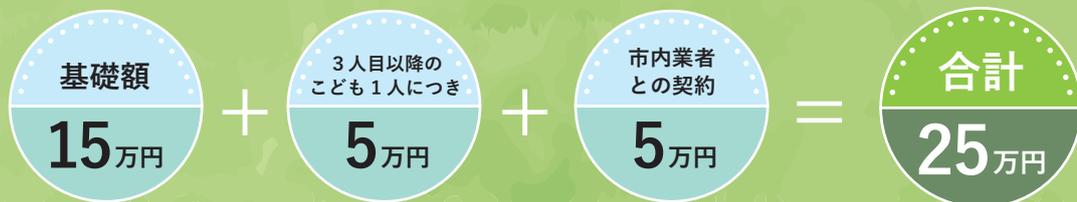
若い世代の 住宅取得支援

狭山市内で新築住宅を取得した40歳未満の方へ補助金を交付します



補助額（モデルケース）

夫婦と子ども3人の世帯で、市内業者との契約の場合



補助対象の要件

対象者（下記の要件すべてに当てはまる方が対象です）

- ① 市内で住宅を新築または新築住宅を購入し、当該住宅を所有していること
- ② 住宅の所有権登記の日において補助対象者または配偶者の年齢が40歳未満であること
- ③ 単身世帯でないこと
- ④ 申請日において、世帯員全員が本市の住民基本台帳に記録されていること
- ⑤ 新築または購入した住宅に、交付決定の日から起算して5年以上居住すること
- ⑥ 世帯員全員が、過去に本補助金および狭山市親元同居・近居支援補助金の交付決定を受けたことがないこと
- ⑦ 世帯員全員が、市税等の滞納をしていないこと
- ⑧ 自治会に加入していることまたは加入する意思があること

対象住宅

- ① 補助対象者が、自ら居住する住宅であること
- ② 申請日前3年以内に所有権の保存または移転の登記がされている住宅であること
- ③ 地方税法附則第15条の6または15条の7に規定する住宅で、固定資産税の減額対象期間内の住宅であること
・専用住宅または併用住宅であること（併用住宅の場合は居住部分の割合が2分の1以上）
・床面積が、50㎡以上280㎡以下であること
・一般住宅は新築後3年度分（長期優良住宅は5年度分）、中高層耐火住宅は新築後5年度分（長期優良住宅は7年度分）の期間内であること

申請方法・必要書類

下記必要書類を揃え、担当課まで持参または郵送により提出してください

【必要書類】

- ① 狭山市若い世代の住宅取得支援補助金交付申請書
- ② 申請添付書類一部省略および居住状況・納税状況確認のための同意書
- ③ 住宅の工事請負契約書または売買契約書の写し等、新築または購入に要した費用および契約の当事者が確認できる書類
- ④ 住宅の全部事項証明書（建物）
- ⑤ 建築基準法に規定する検査済証の写し（住宅を新築した場合）
- ⑥ 狭山市若い世代の住宅取得支援誓約書兼同意書
- ⑦ 18歳未満の子の3人目以降を出産予定の場合は、母子健康手帳の写し（交付日がわかる箇所）

※①、②、⑥の書類は、狭山市のホームページからダウンロードできます

申請・お問合せ先

狭山市 企画財政部 企画課（市役所7階）
住所 〒350-1380 狭山市入間川1-23-5
電話 04-2935-4627

※2026年3月までの制度です